

第3章 目標

1 目的

国民健康保険被保険者の「健康増進（健康寿命の延伸）」及び「医療費の適正化」を実現するため、「1 生活習慣・健康状態の把握」「2 生活習慣の改善」「3 介護予防の推進」「4 こころの健康づくり対策」を4つの柱とし事業を展開していきます。

健康増進（健康寿命の延伸）

医療費の適正化

1 生活習慣・健康状態の把握

生活習慣や健康状態を把握し、生活習慣の改善が必要な人や医療機関への通院が必要な人の見える化を目指します。

2 生活習慣の改善

生活習慣を改善し、健診結果の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、医療費適正化を目指します。

3 介護予防の推進

要介護状態になることを予防するため、心身機能の向上や社会参加を促進する取り組みを推進し、個人のQOL（生活の質）向上を目指します。

4 こころの健康づくり対策

相談窓口の周知やこころの健康に関する啓発等により、自殺予防を含めこころの健康づくりを推進します。

2 目標の設定

前述の目的達成のため、目標を設定します。

目標については、平成 32 年度末までに達成する短期目標と、計画の最終年度である平成 35 年度末までに達成する中長期目標を設定します。

■目標の設定

	短期目標 平成 32 年度末 (2020 年度末)		中長期目標 平成 35 年度末 (2023 年度末)	
	項目	目標値	項目	目標値
1 生活習慣・健康状態の把握				
①本市の実態把握・普及啓発	新たな実施体制の構築	—	連携会議の実施	5 回
②特定健診・特定保健指導受診率向上対策	特定健診受診率 特定保健指導実施率	45% 30%	特定健診受診率 特定保健指導実施率	60% 60%
③がん検診受診率向上対策	がん検診受診率 精密検査受診率	46% 60%	がん検診受診率 精密検査受診率	50% 90%
2 生活習慣の改善				
①生活習慣病予防対策	特定保健指導実施率	30%	特定保健指導実施率	60%
②重症化予防対策	重症化予防指導実施率	25%	重症化予防指導実施率	30%
③医療費の削減・適正化対策	重複頻回訪問実施率	70%	重複頻回訪問実施率	80%
3 介護予防の推進				
①介護予防対策	住民主体の介護予防事業の充実	—	介護予防事業の充実	—
4 こころの健康づくり対策				
①こころの健康に関する事業の実施	こころの健康に関する事業の実施	3回	こころの健康に関する事業の実施	3回